

**令和 8 年度 岩沼市西児童センター放課後
児童クラブ分室ひだまりクラブ運営業務
公募型プロポーザル実施要領**

**令和 8 年 9 月
岩 沼 市**

1 業務名

令和8年度 岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室ひだまりクラブ運営業務

※以下「本業務」という。

2 公募の趣旨

本業務は、本市の西児童センター放課後児童クラブ分室ひだまりクラブについて、運営業務を委託するものであるが、価格競争だけではなく、当該業務を履行する上で、安定的に業務を遂行する能力や、民間のノウハウに基づく企画力等が求められることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うものである。

3 業務等の概要

(1) 業務内容 【資料1】令和8年度 岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室ひだまりクラブ運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 履行場所 岩沼市松ヶ丘一丁目17番地の2 地内

(3) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和14年3月31日まで

運営期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※なお、契約締結日の翌平日から令和9年3月31日までを準備期間とし、当該期間に係る経費については、受託者の負担とする。

4 配布資料

下記様式及び資料については、市のホームページよりダウンロードすること。

(1) 【資料1】令和8年度 岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室ひだまりクラブ運営業務仕様書

(2) 【資料2】令和8年度 岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室ひだまりクラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）

(3) 【資料3】位置図

(4) 【資料4】平面図

(5) 【資料5】市が無償貸付する物品（備品・消耗品）一覧

(6) 【様式第1号】参加表明書兼誓約書

(7) 【様式第2号】法人等概要書

(8) 【様式第3号】業務実績調書

(9) 【様式第4号】業務実施体制

(10) 【様式第5号】企画提案書（表紙）

(11) 【様式第6-1号】見積書

【様式第6-2号】見積額内訳書

(12) 【様式第7号】質問書

(13) 【様式第8号】辞退届

5 見積上限額

様式第6－1号見積書における上限額は、各年度37,000,000円で、5か年で合計185,000,000円とする。

令和 9年度 37,000,000円

令和10年度 37,000,000円

令和11年度 37,000,000円

令和12年度 37,000,000円

令和13年度 37,000,000円

※本業務は社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※上記の限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の上限額を示すものであることに留意すること。

※市が委託する他の放課後児童クラブにおいて、支援員の賃金を引き上げ、その賃上げ効果が継続される取組みである場合で、かつ国の「放課後児童支援員等処遇改善事業」が予算措置される場合、委託料のほか、「岩沼市放課後児童支援員等処遇改善（臨時特例）事業費補助金」を交付した実績あり（令和3～7年度）。

6 参加資格要件

令和8年度 岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室ひだまりクラブ運営業務公募型プロポーザル（以下、本プロポーザルという。）に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- （1）県内に本店又は支店、若しくは営業所等を有している法人であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3）会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- （4）法人又は役員等（非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任者を有する代表者及び理事等）が、岩沼市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月7日告示第83号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （5）国税並びに市税（岩沼市課税分）を滞納していないこと。
- （6）過去5年以内に、本業務若しくは類似業務を履行した実績があること（指定管理を含む）。
なお、類似業務とは、放課後子ども教室や民間学童保育など、市が認める事業とする。

7 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりである。

事 項	期 日
プロポーザル実施の公表	令和8年9月9日（水）
参加表明書兼誓約書等の提出期限 →様式第1号～第3号及び添付書類の提出	令和8年9月9日（水） ～10月9日（金）12時00分
質問書の受付期間 →様式第7号の提出	令和8年9月9日（水） ～10月2日（金）12時00分
質問への回答	令和8年10月6日（火）
資格審査結果通知	令和8年10月14日（水）
企画提案書等の提出期限 →様式第4号～第6－2号及び企画提案書 （任意様式）の提出	令和8年10月20日（火）12時00分
プレゼンテーション審査及びヒアリング	令和8年11月6日（金） （詳細な時間や場所は別途通知）
選定結果通知	令和8年11月中旬（予定）
契約締結	令和8年12月上旬（予定）

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

8 質問及び回答

本業務に係る仕様書及び実施要領等に関する質問がある場合は、次の手続きをすること。

（1）提出書類 【様式第7号】 質問書

（2）提出方法 質問書は担当部署のメールアドレス（kodomofukusi@city.iwanuma.miyagi.jp）へ送信すること。なお、メールの件名は、「令和8年度岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室ひだまりクラブ運営業務に関する質問書」とし、トラブル防止のため、送信した後、担当部署に受信の確認をすること。

（3）提出期限 令和8年10月2日（金）12時00分 必着

（4）質問回答 令和8年10月6日（火）に市ホームページ上で回答を掲載する。

9 参加表明書兼誓約書等の提出

本業務に係る参加表明書兼誓約書等は、添付書類とともに次のとおり提出すること。

（1）提出書類 【様式第1号】 参加表明書兼誓約書

【様式第2号】 法人等概要書

（添付書類）

法人等の定款、規約その他これに類する書類

法人登記事項証明書

納税証明書又は未納のない証明書（国税及び市税（岩沼市課税分））

過去３期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書）

【様式第３号】業務実績調書

（２）提出場所 岩沼市健康福祉部子ども福祉課（岩沼市役所３階）

（３）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便で引受時刻証明サービスを付し、封筒の表面に「岩沼市健康福祉部子ども福祉課宛」、「公募型プロポーザル参加表明書等在中」と記載すること。）

正本１部、副本（正本のコピー）７部、ＣＤ－Ｒ１枚を提出すること。

なお、持参する場合は、下記の期限日を除き、平日８時３０分から１７時１５分までに持参すること。

（４）提出期限 令和８年１０月９日（金）１２時００分 必着

（５）結果通知 上記の参加表明書類一式の審査を行い、令和８年１０月１４日（水）に資格審査の結果を文書にて通知する。

10 企画提案書等の提出

本業務に係る企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出すること。

（１）提出書類 【様式第４号】業務実施体制

【様式第５号】企画提案書（表紙）

（添付書類）企画提案書（任意様式）

【様式第６－１号】見積書

【様式第６－２号】見積額内訳書

（２）企画提案書作成における留意事項と評価基準

①企画提案書の様式は任意とする。

②仕様書、実施要領等を熟読した上で、必要な事項を記載すること。特に、次に掲げる評価項目と評価ポイント（㉠～㉣）を必ず踏まえ提案すること。

㉠放課後児童健全育成事業に関する基本理念及び運営方針

→放課後児童健全育成事業の基本理念等を理解し、それに即した運営方針となっているか。

㉡年間事業計画

→月行事や季節のイベント等が、具体的で効果が期待できるものか。

㉢児童との関わり方

→児童の発達段階や養育環境に応じた支援が、具体的で効果的なものか。また、日常活動の内容が具体的か。

㉣保護者との関わり方

→保護者との連携を密に図るとともに、保護者からの相談等に寄り添った関わり方となっているか。

㉤特別に配慮の必要な児童の受入れと対応

→対象児童を受け入れられる体制か。また、受け入れられる場合、関係機関との連携を

通じ、対象児童への支援が具体的で、効果が期待できるものか。

㊦児童の健康管理及び事故の防止

→児童の健康等についての確に把握しているか。また、怪我等の事故防止や安全対策の取り組みが、具体的で効果が期待できるものか。

㊧児童の学習環境の確保

→児童の学習意欲の向上、学習習慣の定着、及び社会資源等の活用も図りながら、児童の学力向上につながる取組みを提案しているか。

㊨災害や不審者等への対応

→災害時の体制や防災対策が具体的であるか。また、不審者等への対応や、関係機関への通報体制が構築されているか。

㊩職員の質の向上

→人材の育成（研修体制・研修計画・研修内容等）が、具体的で効果が期待できるものか。

㊪学校、地域及び関係機関等との連携に対する考え方

→関係性を確立するための実施方法が具体的であり、実現可能なものか。

㊫その他自由提案

→本業務仕様書に関わらず、市にとって効果的で有益な提案となっているか。

③文字サイズは11ポイント以上とすること。枚数の制限はない。

④企画提案書を提出した後は、追加及び変更等はできない。

⑤提出された提案書等は、原則として提案者に返却しない。

⑥提案内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

（3）提出場所 岩沼市健康福祉部子ども福祉課（岩沼市役所3階）

（4）提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は、書留郵便で引受時刻証明サービスを付し、封筒の表面に「岩沼市健康福祉部子ども福祉課宛」、「公募型プロポーザル企画提案書等在中」と記載すること。

正本1部、副本（正本のコピー）7部、CD-R1枚を提出すること。

なお、持参する場合は、下記の期限日を除き、平日8時30分から17時15分までに持参すること。

（5）提出期限 令和8年10月20日（火）12時00分 必着

11 プレゼンテーション審査及びヒアリングの実施

提案者からの企画提案について、内容確認や補足説明を受けるため、令和8年度岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室ひだまりクラブ運営業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）によるプレゼンテーション審査及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション審査及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。

（1）日時 令和8年11月6日（金）（詳細は、別途参加者に通知する）

（2）場所 岩沼市役所（詳細は、別途参加者に通知する）

- (3) 出席者 4名以内とすること。
- (4) 時間構成 1者35分程度(セッティング5分程度、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分程度)
- (5) 留意事項 パワーポイント等の画面の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限る。その際、テレビ(65インチ)は市が用意するが、パソコン、接続ケーブル(HDMI)など、その他必要な機器は各自で用意すること。

1.2 評価項目及び配点

審査会で評価する項目及び配点は、次の表のとおりである。

大項目	配点	小項目
業務履行の安定性	25点	①経営の安定性 ②業務履行実績 ③業務責任者(室長)の経験 ④職員体制
企画提案の内容	55点	㉞放課後児童健全育成事業に関する基本理念及び運営方針 ⑦年間事業計画 ㉞児童との関わり方 ㊸保護者との関わり方 ㉞特別に配慮の必要な児童の受入れと対応 ㉞児童の健康管理及び事故の防止 ㊸児童の学習環境の確保 ㉞災害や不審者等への対応 ㉞職員の質の向上 ㉞学校、地域及び関係機関等との連携に対する考え方 ㉞その他自由提案
見積金額	20点	
計	100点	

1.3 受託候補者の選定

- (1) 選定方法 審査委員は、企画提案書やプレゼンテーションに基づき採点を行い、事業者ごとに合計点を算出する。さらに、合計点を基に順位点を付し(1位=○点、2位=△点等)、各審査員の順位点の合計が最も高い提案者を受託候補者とし、次いで高い提案者を次点者として選定する。
- ただし、受託候補者及び次点者については、各審査委員の合計点500点満点中300点以上を獲得した場合に限る。

なお、順位点の合計値の高い提案者が複数いる場合は、次の提案者を受託候補者として選定する。

①順位を1位とした委員数が多い提案者

②①においても同数だった場合、見積額の低い提案者

(2) 選定結果通知日時 令和8年11月中旬(予定)

(3) 選定結果通知方法 選定結果については、提案者全員に通知するとともに、ホームページに掲載する。なお、選定結果に関する一切について、質問、説明請求、及び異議申立て等は受け付けない。

1.4 契約の締結等

(1) 市は、後日、受託候補者を対象とした見積徴収会を実施し、その後、契約を締結する。なお、その価格は、企画提案書とともに提出した見積書の見積額を上限額とする。

(2) 次に掲げる項目に該当する場合は、次点者が受託候補者となる。

①契約が不調となった場合

②受託候補者が本契約を辞退した場合

③受託候補者の提出書類に虚偽記載が判明した場合

④その他の理由により契約締結が困難となった場合

1.5 参加の辞退

参加表明書兼誓約書の提出後に、本プロポーザルの参加を辞退するときは、様式第8号辞退届を提出すること。

1.6 その他留意事項

(1) 参加表明書兼誓約書等の提出時から契約締結までの期間に、市の入札参加資格制限を受けた場合、また、同期間に会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる場合は失格となる場合がある。

(2) 提案者は、参加表明書兼誓約書の提出をもって、この実施要領や仕様書その他の契約に関する事項をすべて承諾したものとみなす。

(3) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するが、各審査委員の合計点が300点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

(4) 本プロポーザルに要した費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(6) 提案者は本プロポーザルで取得した情報等を、市の許可なく第三者へ提供してはならない。

(7) 提出書類の知的所有権は、提案者に属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、岩沼市情報公開条例(平成10年3月31日条例第1号)に基づき公開する場合がある。

17 担当部署

岩沼市健康福祉部子ども福祉課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

TEL：0223-23-0826

FAX：0223-23-2377

E-Mail：kodomofukusi@city.iwanuma.miyagi.jp